令和８年（フ）第６８号
福岡県八女市国武465番地１、前住所福岡県八女市国武614番地４
債務者　森　あずさ
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第７６号
福岡県八女市黒木町本分482番地２
債務者　小川　証子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第５０１号
大分県由布市湯布院町川上2889番地１
債務者　白川友菜（旧姓馬野）
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１０８号
大分県豊後高田市高田2051番地２　共和コーポ第１西新町Ａ
債務者　湊　　良平
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１０９号
大分県中津市大字角木74番地２　ウエストコート角木Ｄ－101、前住所愛知県豊橋市高洲町字長弦２番地　スナックジョーク
債務者　春藤禮三郎
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１１１号
大分県中津市大字東浜434番地２　アルカディアコーポ　１号室
債務者　濱田　和生
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第４２７号
宮崎市大字芳士1021番地１
債務者　日髙　典弘
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４４４号
宮崎市佐土原町下那珂4750番地331　ＹＫハイツ203号
債務者　夏田　尚子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４４６号
宮崎市下北方町塚原5791番地　フレグランス下北方Ｂ棟101号
債務者　稲田　愼子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４４８号
宮崎市瀬頭１丁目１番39号　Ｍスタイル107号
債務者　岩満　雅子
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５４号
鹿児島県奄美市名瀬幸町23番30号　２Ｆ
債務者　松元　明仁
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第６５号
沖縄県名護市宇茂佐の森四丁目10番地１　イシガーラハウス103号
債務者　我謝　尚武
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで　那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第１３６号
宮城県大崎市古川南町一丁目５番33号　高嶋貸家南町
債務者　佐藤　優真
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１４６号
宮城県栗原市若柳字川南葉ノ木274番地１　夢タウンコーポファイン201号、従前の住所宮城県栗原市金成台畑28番地
債務者　金野　朋子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第２１３号
福島県郡山市富田町字下亀田29番地の１　ライフ・フィールドＢ206号
債務者　関根　敬生
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第３２２号
金沢市高畠１丁目17番地　ハイツジョア102号
債務者　小髙　　司
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２４号
金沢市八日市２丁目42番地１　第二中村ハイツ203号、従前の住所金沢市木越１丁目193番地
債務者　丸山　　暢
１　決定年月日時　令和８年10月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで　金沢地方裁判所民事部